項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
省令案による改正後の戸籍法施行規則第57条第1項第8号に関する御意見		
1	離婚後の子育ての分担、親子交流及び養育費の分担の取決めの有無を尋ねるチェック欄に、次のような項目等を設けるべきである。 ○離婚後の子育ての分担の欄に、共同養育計画書の作成の有無、監護の分掌の具体的内容（子育ての時間配分等）、進学・医療等の重要事項の決定方法などを記載する欄を設けるべきである。 ○親子交流の欄に、親子交流の頻度や方法などを記載する欄を設けるべきである。 ○養育費の分担の欄に、養育費の金額、支払時期、支払方法などを記載する欄を設けるべきである。 ○養育費の分担の欄のみならず、離婚後の子育ての分担及び親子交流の欄にも、「公正証書」と「それ以外」のチェック欄を設けるべきである。 ○「まだ、決めていない。」にチェックした場合には、取り決めができていない理由と今後の予定を記載する欄を設けるべきである。 ○取決めの経緯について記載する欄を設けるべきである。 ○離婚後の子育ての分担・親子交流・養育費の分担に関する任意の合意書を添付できるようにすべきである。	離婚届書における、離婚後の子育ての分担、親子交流及び養育費の分担の取決めの有無を尋ねるチェック欄は、民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号。以下「令和6年民法等改正法」といいます。）附則第17条を踏まえて設けるものであり、離婚時に子の監護について必要な事項を定めることの重要性について理解と関心を深めていただき、取決めを促進することを目的とするものです。離婚の届出において、必要的記載事項以外の記載事項を過度に増やすことは、届出人の負担の観点から望ましくないと考えられることから、取決めの有無の確認を超えて、取決めの具体的な内容等について離婚届書への記載や関係書類の提出を求めることは想定しておりません。 なお、離婚後の子の監護等に関する取決めについては、本省令の公布後に発出される通達により離婚届書に法務省ウェブページへ案内する文言を加えるとともに、離婚届書と併せて配布するパンフレット等において詳細な情報提供を行うことを検討しておりますので、御意見はその参考とさせていただきます。
2	離婚後の子育ての分担、親子交流及び養育費の分担の取決めの有無を尋ねるチェック欄に、取決めを促す動画又は説明資料のリンクをQRコード形式で追記したり、法務省作成のパンフレット受領の確認チェック欄を新設したり、合意形成支援のための公的な相談窓口の連絡先を記載したりすべきである。特に、緊急性の高いDVや児童虐待の事案においては、DV等の相談窓口の連絡先を目立つように記載するなど、特別な注意喚起と保護措置に関する案内を設けるべきである。	離婚後の子の養育（子育ての分担、親子交流、養育費等）に関する取決めについては、本省令の公布後に発出される通達により離婚届書に離婚後の子の養育の在り方等について解説する法務省ウェブページへの案内を記載するとともに、離婚届書と併せて配布するパンフレット等において詳細な情報提供を行うことを検討しておりますので、御意見はその参考とさせていただきます。 また、暴力等がある事案への対応としては、離婚届書と併せて配布するパンフレット等において相談窓口を案内するなどの情報提供を行うことを検討しておりますので、御意見はその参考とさせていただきます。
3	「子育ての分担」という用語は、改正後の民法第766条第1項に規定されている「監護の分掌」の文言に合わせて、「監護の分掌」にすべきである。	監護の分掌に関するチェック欄は、離婚時に子の監護について必要な事項を定めることの重要性について理解と関心を深めていただき 、取決めを促進することを目的とするものですので、一般の方への分かりやすさの観点から、「離婚後の子育ての分担」という表現を用いています。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
4	「養育費」という用語は、改正後の民法第766条第1項に規定されている「子の監護に要する費用」と同じ意味か。同じ意味であるなら、その文言に合わせて、「子の監護に要する費用」にすべきである。	「養育費」との用語は、基本的に、民法第766条第1項に規定されている「子の監護に要する費用」と同一の意味ですが、子の監護に要する費用についての取決めは、夫婦間の扶助義務（同法第752条）、婚姻費用の分担義務（同法第760条）、子に対する扶養義務（同法第877条から第880条まで）に基づいてされることもあることから、「養育費の分担」には、これらの義務に関する取決めも含む趣旨です。養育費の分担に関するチェック欄は、離婚時に子の監護について必要な事項を定めることの重要性について理解と関心を深めていただき 、取決めを促進することを目的とするものですので、一般の方への分かりやすさの観点から、「養育費」という表現を用いています。
5	親子交流の取決めの有無を尋ねるチェック欄の説明として、DVや児童虐待の場合などは、子の心身に悪影響が生じないように、親子交流を行わないという取決めをすることもあり得るため、「親子交流を行わないと取り決めた場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください」等の説明を加えるべきである。	御意見を踏まえ、親子交流の取決めの有無を尋ねるチェック欄に、諸事情により交流を現時点では実施しない旨の取決めをしている場合も「取決めをしている。」に当たる旨を明示する記載としました。
6	養育費の分担の取決めの有無を尋ねるチェック欄の説明として、望ましくはないが養育費を0円で合意する場合もあり得ることから、当事者に誤解を生じさせないため、養育費を0円で合意した場合にも「取決めをしている」に当たることを明記すべきである。	御意見を踏まえ、養育費の分担の取決めの有無を尋ねるチェック欄に、諸事情により養育費を現時点では支払わない旨の取決めをしている場合も「取決めをしている。」に当たる旨を明示する記載としました。
7	養育費の分担の取決めの有無を尋ねるチェック欄について、公正証書かそれ以外かをチェックするようになっているが、公正証書が必ずしも最善の選択とは限らないため、取決めが公正証書によるものかどうかの別を削除すべきである。	令和6年民法等改正法により養育費債権等に先取特権が付与され、養育費債権等について公正証書を作成していなくても民事執行の申立てをすることができることとなったことや、御意見も踏まえ、養育費の分担に関するチェック欄のうち、取決めが公正証書によるものかどうかを確認するチェック欄及び本省令案本文の該当部分を削除することとしました。
8	養育費の分担の取決めの有無を尋ねるチェック欄のうち法定養育費制度の説明について、「暫定的に養育費を請求することができる制度があります」と断言することは、同制度が未成年の子に限って適用されるにもかかわらず、成年の子についても適用されるような誤解を招きやすいことから、「こどもが未成年者の場合は」と明記すべきである。	御意見を踏まえ、未成年の子を対象とする制度である旨を明示する記載としました。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
9	改正案施行規則第57条第1項第8号の「当事者に未成年の子がある」について、民法第765条第1項の「夫婦間に成年に達しない子がある」に対応するか、「まだ生まれていない胎児」（民法第783条第1項の「胎内に在る子」）はどうか。民法第772条第1項の「妻が婚姻中に懐胎した子」は離婚後に生まれる子を含むと解されるが、民法第5条ほかの「未成年者」は胎児を含まないと解される。様式の文言が一般向けに分かりやすい用語になるべき（法律に合わせる必要はない）点に異論はない。	御質問の「当事者に未成年の子がある」の子については、御理解のとおり、「夫婦間に成年に達しない子がある」の子と同じですが、「胎内に在る子」は含まれません。
10	経済的に自立していない子に係る養育費の分担のチェック欄について、未成年者に限られないとあるが、未成年者以外で対象となる子はどのような事例であるのか示されたい。離婚届を記載するに当たり、どこまでの子を対象とすれば良いか（学生を想定しているのか、ほかにも広げる想定なのか等）困る事例が生じるので、目安を通達等で市町村に周知すべき。改正省令案57条8号の規定では、「未成年の子」を前提としていることを踏まえると、成年者に係る養育費についてのチェックは任意という理解で良いか。	例えば、子が大学に進学している場合には、大学を卒業するまで養育費の支払義務を負うことも多いと考えられますので、本省令案の公布後に発出される通達により、その旨をお示しする予定です。「成年者に係る養育費についてのチェック」については、御理解のとおりです。
11	離婚届に新規追加された「未成年の子がいる場合」「経済的に自立していない子がいる場合」の記載欄について、「まだ、決めていない」にチェックが入っている・もしくはどちらにもチェックが入っていない場合において、自治体において「子の最善の福祉」のために問診や親教育等の介入をする場合がある、ということを付記してほしいです。その一言が、両親に子の福祉を考えさせる多少のきっかけになると考えますし、実際に自治体は対策を実施していくと考えます。例えチェック欄があっても、「チェックしてくださいね」の一言でその場て適当にチェックさせるだけでは、欄が存在しなかったこれまでと何も変わりません。簡単に協議離婚が成立してしまうことで、養育費未払いによるひとり親の貧困や親子断絶が生まれ、その結果生育途中で困難を抱える子供達が大勢いることを、政府として反省してほしいです。自治体と協議できていないので今はまだ出来ないなどと言わず、ルールを変えるこのタイミングで、未来を担う子供たちのために、今できる最善を講じてくださることを心より願います。	今後の参考とさせていただきます。
省令案による改正後の戸籍法施行規則第57条第1項第9号に関する御意見		
12	親権者の定めが真意に基づく合意であることを確認するチェック欄を設けるのであれば、共同親権と単独親権の違いについてきちんと説明する必要がある。留意点等について離婚届に記載したり、QRコードなどのリンクを付して補足資料にアクセスできるようにすべきである。	親権（共同親権・単独親権）の意味等については、本省令の公布後に発出される通達により離婚届書に離婚後の親権の在り方等について解説する法務省ウェブページへ案内する文言を加えるとともに、離婚届書と併せて配布するパンフレット等において詳細な情報提供を行うことを検討しておりますので、御意見はその参考とさせていただきます。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
13	夫婦がDV関係であれば、（当事者が自覚していなくても）相手に迎合し、親権者の定めが真意に基づく合意であることを確認するチェック欄にチェックさせられたり、勝手にチェックされたりすることが起こる危険性がある。そもそも、DVの支配下で離婚届を書くような状況では、「真意に基づいて合意」することはほぼ不可能である。したがって、チェック欄は削除すべきである。仮にチェック欄を削除しない場合は、離婚届において、形式的な同意が不利になる可能性について周知したり、DVや児童虐待の相談機関ないし通報機関の情報を記載したりすべきである。	離婚届書における、親権者の定めが真意に基づく合意であることを確認するチェック欄は、令和6年民法等改正法附則第19条第1項を踏まえて設けるものであり、親権者の定めが父母の双方の真意に出たものであることを確認するとともに、親権の意味について理解を深めていただき、子の利益を図ることを目的とするものです。このようなチェック欄を設けることにより、真意に基づく合意の確認と親権についての理解の促進に一定の効果があると考えられます。 暴力等がある事案への対応としては、離婚届書と併せて配布するパンフレット等において相談窓口を案内するなどの情報提供を行うことを検討しておりますので、御意見はその参考とさせていただきます。
14	親権者の定めが真意に基づく合意であることを確認するチェック欄にチェックをするだけでは、DV・虐待のおそれ等の必要的単独親権事由が存在せず、真意に基づく合意が得られたことは担保されない。必要的単独親権事由をDV・虐待等の語を用いて具体的かつ平易に記載し、その非該当性を確認する欄を設けるべきである。	離婚届書における、親権者の定めが真意に基づく合意であることを確認するチェック欄は、令和6年民法等改正法附則第19条第1項を踏まえて設けるものであり、親権者の定めが父母の双方の真意に出たものであることを確認するとともに、親権の意味について理解を深めていただき、子の利益を図ることを目的とするものです。このようなチェック欄を設けることにより、真意に基づく合意の確認と親権についての理解の促進に一定の効果があると考えられます。 もっとも、離婚の届出において、必要的記載事項以外の記載事項を過度に増やすことは、届出人の負担の観点から望ましくないと考えられることから、親権者の定めが父母の真意に基づく合意であることの確認を超えて、DVや虐待のおそれ等の事情の有無について離婚届書への記載を求めることは想定しておりません。 暴力等がある事案への対応としては、離婚届書と併せて配布するパンフレット等において相談窓口を案内するなどの情報提供を行うことを検討しておりますので、御意見はその参考とさせていただきます。
15	親権者変更の請求があった場合に、家庭裁判所は、親権者を定めたことに係る「協議の経過」を考慮するものとされているが（改正後の民法第819条第8項）、親権者の定めが真意に基づく合意であることを確認するチェック欄にチェックしたことは、「協議の経過」を示すものとはなり得ない。そのため、親親権者変更においては、親権者を定めたことに係る「協議の経過」が考慮され、そこにおいては離婚届への記入事項のみを以て判断されるものでないことを記載し、そのことの理解を確認する欄を設けるべきである。また、共同親権への同意が真意に基づくものでなかった場合には、親権者変更の請求が可能であることを記載し、そのことへの理解を確認する欄を設けるべきである。	離婚の届出において、必要的記載事項以外の記載事項を過度に増やすことは、届出人の負担の観点から望ましくないと考えられることから、親権者の定めが父母の真意に基づく合意であることの確認を超えて、親権者変更の手続に関する理解等について離婚届書への記載を求めることは想定しておりません。 なお、親権者変更の申立てがされた場合に、家庭裁判所が従前の「協議の経過」を考慮するに当たっては、「父母の一方から他の一方への暴力の有無」などの様々な事情をも勘案することとされています（令和6年民法等改正法による改正後の民法第819条第8項）。したがって、父母の一方から他の一方への暴力等の問題がある事案についても、単に親権者の定めが真意に基づく合意であることを確認するチェック欄にチェックが付されているか否かのみならず、様々な事情を考慮し、適切に判断がされるものと考えられます。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
16	親権者の定めが真意に基づくことを担保するため、例えば、チェック欄を署名欄の前に配置して、真意であることのチェックをしてから署名するという流れにすべきである。	御意見を踏まえて、親権者の定めが真意に基づく合意であることを確認するチェック欄の位置を改め、署名欄の前に設けることとしました。
17	旧様式を4/1以降に持ってきた場合は新様式が存在すること、単独親権に合意する旨の同意書の提出を必須とすべきである。	親権者の定めが真意に基づく合意であることを確認するチェック欄のない離婚届書の取扱いについて、本省令の公布後に発出される通達によりお示しする予定です。
省令案による改正後の戸籍法施行規則第57条第1項第8号及び第9号の両方に関する御意見		
18	離婚届に確認事項としてのチェック欄が記載されているが、「取り決めされていない」場合でも提出が可能となっている。虚偽申請の場合は、書類等の確認もなく、離婚届受理となった場合、親権はく奪された側に、救済措置はあるのか？親権をはく奪した側に、罰則はあるのか？を明白にして頂きたい。	御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、虚偽の届出に関連する規定を紹介します。戸籍の記載につきましては、戸籍法第116条において、「確定判決によつて戸籍の訂正をすべきときは、訴を提起した者は、判決が確定した日から一箇月以内に、判決の謄本を添附して、戸籍の訂正を申請しなければならない。」と規定されています。また、刑法第157条第1項において、「公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。」と規定されており、また、戸籍法第134条において、「戸籍の記載又は記録を要しない事項について虚偽の届出をした者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。」と規定されております。いずれにしても、犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個々に判断されるべきものです。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
19	規則第57条第8号及び第9号の規定は、その目的が戸籍法の趣旨に照らして適切なものであるかどうか一定の疑問がある中で、戸籍事務を行う市町村が附録第13号様式に基づき事務を行うことは市町村側に一方的な事務負担を強いるものであり、円滑な届書処理に支障をきたす可能性がある。事務負担につながる点として懸念されるのは、今回追加される第8号及び第9号の記載漏れの対応である。該当項目のチェック漏れが頻繁に発生することが予想される。離婚届は届出人の一方のみしか来庁していないことが多く、チェック漏れがあった場合、その場で相手方が記入すべき部分について追記させることができないため、その追記の対応につき本人及び市町村の双方に負担が生じる。事務負担につながる点として、届書記載事項証明書（届書等情報内容証明書）の請求への対応も想定される。これらの証明書は特別な事由に対してのみ交付するものであるが、様式への該当項目の記載内容を確認する目的で証明書の請求があった場合、法務省が「特別な事由」の具体例を示さない限りは、交付を行う市町村が個別慎重に交付判断を行う必要が生じると思われる。規則第9号の規定は、民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）附則第19条の規定（「政府は、施行日までに、父母が協議上の離婚をする場合における新民法第八百十九条第一項の規定による親権者の定めが父母の双方の真意に出たものであることを確認するための措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。」）に基づくものと推察されるが、第8号の規定も含め、市町村側の事務負担に対してその効果には相当の疑問があることから、必要な措置につき再検討いただきたい。	離婚後も、父母双方が適切な形で子を養育する責任を果たす一定の効果はあると考えていますので、原案を維持させていただきますが、御指摘の「チェック漏れ」についての具体的な対応については、本省令の公布後に発出される通達によりお示しする予定です。なお、御指摘の「届書記載事項証明書」の対応につきましては、御理解のとおり、「個別慎重に交付判断を行う必要」がありますが、同通達により想定される事例をお示しする予定です。
省令案による改正後の離婚届書に関する御意見		
20	その他欄の幅が狭いので、もう少し広げるべきである。	御意見を踏まえて、その他欄の幅を広げることとしました。
21	改正前の様式による届書の用紙は、改正省令の施行後においても当分の間使用することができるとしているが、改正前様式では共同親権を選択する際の記載が分かりにくい。改正前様式を使用する場合における共同親権の選択の記載方法について、窓口である市町村に通達等で周知すべき。	具体的な記載方法を本省令の公布後に発出される通達によりお示しする予定です。
22	離婚届は自治体での印刷・配布や職員への周知が必要であり、準備期間の確保が不可欠である。早期に新様式を示すことで、自治体側の事務処理も円滑に進められ、国民が混乱なく届出できると考えるので、標準様式を早期に示すことを求める。	本省令の公布後に発出される通達によりお示しする予定ですが、可及的速やかに発出します。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
23	法務省におかれては市町村に対し旧様式の用紙は改正法施行後速やかに撤去するよう要請されたい。	市区町村の負担等を考慮し、原案を維持させていただきますが、改正後の様式による届書の使用が望ましい旨を本省令の公布後に発出される通達によりお示しする予定です。
24	旧様式の離婚届は3/31までしかダウンロードできないようにすべき新様式は4/1からであることを明記し、4/1より前にダウンロードできるようにする。もしくは「みほん」のすかしを入れ、公開すべき	届書用紙は、市役所、区役所又は町村役場で入手していただくこととしておりますが、法務省ホームページで公開している届書の記載例につきましては、本省令の公布後に更新する予定です。
25	未成年の子の氏名欄を「父母（夫妻）双方が親権を行う子」、「父（夫）のみが親権を行う子」、「母（妻）のみが親権を行う子」と変更してほしい。	「父母（夫妻）双方が親権を行う子」とすることについて、離婚後は「夫婦」ではなくなるため、原案を維持させていただきます。なお、離婚後に別の方と再婚、再婚相手と子の縁組、再婚相手との離婚をする場合の混乱等を防止するため、父が親権を行う子の欄について父（夫）とし、母が親権を行う子の欄について母（妻）としています。また、「父（夫）のみが親権を行う子」、「母（妻）のみが親権を行う子」とすることについて、民法上の表現を変更する必要はないと考えるため、原案を維持させていただきます。
26	親権を行うのは父母とは限らず養父、養母もいるため、父母のみの表現を変更してほしい。	離婚後に別の方と再婚、再婚相手と子の縁組、再婚相手との離婚をする場合の混乱等を防止するため、父が親権を行う子の欄について父（夫）とし、母が親権を行う子の欄について母（妻）としていますが、さらに御要望のとおりとした場合、分かりにくくなるおそれがあるため、原案を維持させていただきます。
27	以下のとおり、レイアウトの変更を求める。 ○「届出人署名」欄を「未成年の子の氏名」欄の下にすべき。 ○「親子交流、監護の分掌及び養育費の分担の取決めを有無を尋ねるチェック」欄を「未成年の子の氏名」欄の下にすべき。	改正前の様式による届書のレイアウトを必要以上に変更することも混乱を招くこととなると考えるため、原案を維持させていただきます。
28	施行後、旧様式（共同親権等の欄がないもの）で届出があった場合の対応方法を明確にしてほしい。	本省令の公布後に発出される通達によりお示しする予定です。
29	現行の様式の「未成年の子の氏名」欄に「親権を定めるべき未成年の子の有無チェック」欄を設け、「証人」欄の下に親権に関する欄を独立させ、子の氏名や親権に関する理解のチェック欄を設け、合意の署名欄を設けてはいかがか。	離婚届書における、離婚後の子育ての分担、親子交流及び養育費の分担の取決めの有無を尋ねるチェック欄は、令和6年民法等改正法附則第17条を踏まえて設けるものであり、離婚時に子の監護について必要な事項を定めることの重要性について理解と関心を深めていただき、取決めを促進することを目的とするものです。離婚の届出において、必要的記載事項以外の記載事項を過度に増やすことは、届出人の負担の観点から望ましくないと考えられることから、原案を維持させていただきます。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
30	従来の離婚届に戻して欲しいです。離婚の際に、共同親権のことが、離婚する為の取引として扱われ、意にそぐわない結果になり、子どもの利益が損なわれるおそれがあります。	本省令案は、令和6年民法等改正法の施行により、離婚後の親権者を父母双方又は一方を親権者と指定することができることとなること等に伴い、戸籍法施行規則についても規定の整備をする必要が生じたものですので、原案を維持させていただきます。
31	離婚届の様式を、協議離婚用の様式、裁判離婚用の様式の2つに分けてはいかがか。裁判離婚の場合、記入不要箇所や注意事項も異なるため、届出人にとってもわかりやすくなると考える。	今後の参考とさせていただきます。
32	協議離婚の場合は、離婚届の「未成年の子の氏名」欄には、親権を定める子の有無や人数を記入する方法に変更し、離婚と同時に親権届（専用様式を新設）を出す方法に変更してはいかがか。	今後の参考とさせていただきます。
33	戸籍法において、離婚届の様式を変更する事は、重要な問題である。様式変更だけでなく、離婚届を受け取る地方自治体の窓口において、各確認事項の確認が、形骸化し、虚偽の内容申請が行われても、行政窓口担当者は罰則もなく、修正においても、虚偽の手続きをされた側の当事者がかなりの労力を使って、裁判等を行わなければならない負担を課されることは、回避する体制づくりが必要と考えます。	今後の参考とさせていただきます。
	その他の御意見	
34	附録第25号の戸籍記載例を早急に示し、市区町村による戸籍記載に事務に支障の出ないような対応を要望する。	参考となる戸籍記載例について、本省令案の公布後に発出される通達によりお示しする予定です。
35	2度協議離婚し、二人の未成年異父兄弟の母親であり、親権者です。共同親権という選択肢が有れば、共同親権にしたかったのにできませんでした。このたびの民法一部改正により、一日でも早く元夫の親権を復権させたいと考えており、元夫も拒絶する理由は全く見当たりません。共同親権にしたかったのにできなかった、というケースの単独親権親からしますと、この離婚届は、まるで”共同親権を選択することが例外”のように思えてなりません。単独親権を選択するほうが、イレギュラーなことではないでしょうか。親権というものは、”余程のことが無い限り”、停止、剥奪できないものです。離婚という理由によって、この小さな、拡大しないと見えないようなチェックボックスにより、子どもの親権者が決まってしまうというのは、先進国にしてはあまりにも簡単すぎて、あ、間違えた、やはり訂正したい、という場合は、どのようになるのでしょうか。現行法で余りにも、簡単に単独親権を指定できるうえ、熟慮したかどうか判断できない離婚届の受理。もっとしっかりとした届出制度を議論していただいたいと願います。	届書の訂正については、戸籍法施行規則第67条で準用する同第31条第4項、戸籍の訂正については、戸籍法第113条から第116条に規定があります。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
36	離婚届の改正ですが、今回の改正では、「取り決めがされていない」場合でも、離婚届の受理を可能にしている状況と考えます。 その場合、親権記載はどのようになるのでしょうか？虚偽申請で、親権をなくした共同親権者は、どのような扱いとなるのでしょうか？「取り決めがされていない」場合は、「取り決めされる」まで、親権のはく奪を猶予する等の処置が必要では？と考えます。	御質問の「親権記載」について、これが戸籍の記載についてであれば、取決めがされている場合と差異はありません。また、「虚偽申請」についての御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、戸籍の記載の訂正につきましては、戸籍法第116条において、「確定判決によつて戸籍の訂正をすべきときは、訴を提起した者は、判決が確定した日から一箇月以内に、判決の謄本を添附して、戸籍の訂正を申請しなければならない。」と規定されています。
37	未成年の子の氏名欄において、「父（夫）が親権を行う子」及び「母（妻）が親権を行う子」両欄に同じ子の氏名を記入した場合、「父母（夫妻）双方が親権を行う子」として受付できるか。	受付は可能と考えますが、受理・不受理については、市区町村長の判断となります。
38	親権を申立てしている場合は、裁判所に申立てていることが分かる証明書が必要なのか、明確にしてほしい。	特段の疑義がなければ、不要と考えますが、本省令の公布後に発出される通達によりお示しする予定です。
39	離婚後も共同で親権を行使する場合、単独で親権を行使できる範囲が明確になっていません。少なくとも、離婚後も共同で親権を行使する場合に共同で行使が必要な範囲、単独で行使可能な範囲を明示すべきです。Q&Aで示されている日常行為、急迫の例以上に詳細に明示しないと、判断がつかず、同居親のリスクで行うことになってしまいます。治療についても、急迫なものか、日常行為のものかについても明示すべきです。	親権の行使については、本省令案の公布後に発出される通達により離婚届書に法務省ウェブページへ案内する文言を加えるとともに、離婚届書と併せて配布するパンフレット等において詳細な情報提供を行うことを検討しておりますので、御意見はその参考とさせていただきます。
40	婚姻契約解消後　婚姻契約継続中において、法律上の父、母とされていた者達の子供に対する責任の所在が明確になり、素晴らしい改正です。 異論はありません	本省令案への賛同意見として承ります。

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
41	協議離婚制度は諸外国と比較したときに大変珍しく、「協議」という割には、実質はほとんど話合いが尽くされておらず、勢いで離婚と親権者を指定を決めただけで離婚が成立してしまうこともありがちで、決めた内容についても深く理解をしないまま、離婚後の暮らしが始まることも見られたように思う。これを改めていく今回の改正案により、養育費や親子交流の取り決めをしているか、親権者の指定にあたって真意に基づくか深く理解しているかをチェック式とはいえ確認することにしているのは、勢いだけで協議離婚が成立しがちだった現状を改め、一度立ち止まって考えるきっかけとなる方法として有用と思われる。その結果として、協議離婚自体に慎重になるという成果が期待できる。令和6年成立の新家族法では、協議離婚制度自体を廃止したわけではなく、子どもがいない夫婦が財産分与等の離婚条件についても解決し過去のことを清算済でただ離婚さえできればよいというケース等のために簡単に協議離婚ができることもニーズがある。一方で、子どもの養育については、離婚後の未来の暮らしを考えることが重要で、不確定的な要素もあることを考慮して多様な個性を発揮する子どもが健やかに育つ環境を整えていく視点で慎重に協議を尽くしながら養育計画・指針をすり合わせておくことが重要になることから、協議離婚ではなく、十分な情報提供を受けて、子の最善の利益について正しく理解を深め、熟慮して解決しておくことが大切であり、ADRや家庭裁判所での調停手続を活用していくことが望ましい。子育て世代の夫婦が離婚にあたって、子どもの利益をじっくり考えることが大切であることを促すべく、一瞬でも立ち止まるきっかけとなることに意義があり、合わせて窓口で協議離婚以外の方法をアナウンスして子の最善の利益に配慮する離婚が実現するよう促していく運用が望まれる。今回は、離婚届に際して書式を改めるための案であるが、認知届や親権者指定届にも同様のニーズがあると思われるので、今後の対応の必要についても指摘する。	本省令案への賛同意見として承ります。